

令和3年4月1日  
江戸川学園取手小学校  
校長 鈴木 克巳

### 令和3年度学童保育の運営方針

- 1 学童保育は小学生児童に対して、通常学習の終了後に適切な学習や生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称である。法律上の正式名称は「放課後児童健全育成事業」で、厚生労働省が所管するものである。

本校の学童保育は、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付け、社会性や自主性を育むことを目的とし、児童の安全確保を最優先し、児童の自学習や諸活動の充実を図る。さらに、スクールバスによる登下校の安全な乗車の指導を行う。
- 2 本校の学童保育は、次に掲げる機能を果たし、保護者二人で働く家庭を支援し、児童の健全な育成を図るものである。
  - ・保護者の帰宅、お迎えまでの間の児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
  - ・適切な遊びや活動の提供により自主性、社会性、創造性等の伸長  
(遊びや運動・図画や工作・季節ごとの社会行事等)
  - ・宿題や読書など自主学習の場の提供
  - ・児童の活動状況の把握と家庭との連携
- 3 本校の学童保育は、年間計画に基づき、アフタースクールの中で、午後3時から午後6時まで、1時間単位の枠(コマ)で構成する。
- 4 学童保育の場所は、特別教室棟の多目的教室を利用して、教育効果の高い内容や人数編成で実施する。
- 5 学童保育の指導は、学童指導員が担当し、学童室には複数の学童指導員を配置する。必要に応じてミーティングを持つ。
- 6 学童指導員の具体的業務は、児童の人員確認(健康状況を含む)、学習や諸活動の支援と確認(計画→実行→評価→改善)、スクールバスの指導、業務報告等とする。
- 7 学童保育の指導内容は、児童の自学習(自分で目標と計画を立て実行して振り返る)を重視し、これを学童指導員が支援する。児童は宿題や読書、持参のテキスト及びドリル類、図画や工作、遊び(体育的活動)を自力で行う。学童指導員は、基本的に学習指導を行わないが、個別の教育相談を随時行う。午後4～5時の枠の半ばには遊び(体育的活動)の指導を組み込む。
- 8 学童保育は登録者を対象とするが、必要に応じて追加申込をした者も利用することができる。利用料金は、別紙<EDOTORI アフタースクール 2021 資料>の通りとする。
- 9 サマースクールの学童保育は、その運営方針に基づき、時間及び指導内容、利用料金等を、別途設定して実施する。